

○大府市定期予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第3条の規定により本市が実施する予防接種（以下「定期予防接種」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 定期予防接種の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、接種時において政令第3条に定めるものとする。

(接種方法)

第3条 定期予防接種は、個別接種により行うものとする。

(接種場所)

第4条 定期予防接種を実施する場所は、別に定める。

(実費)

第5条 法第28条の規定により徴収する実費は、次のとおりとする。

定期予防接種の種類			実費（１回）
A類疾病（法第２条第２項に規定する疾病をいう。）に対するもの			無料
B類疾病（法第２条第３項に規定する疾病をいう。）に対するもの	インフルエンザ		１，５００円
	肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		２，０００円
	新型コロナウイルス感染症		３，０００円
	帯状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン	２，６００円
		乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	６，５００円

(実費の免除)

第6条 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯に属する者は、前条の実費を免除する。

(福祉施設の入所者の取扱い)

第7条 対象者が福祉施設に入所しているときは、当該福祉施設において定期予防接種を受けることができる。

2 前項の定期予防接種は、市長が当該福祉施設の長に委託して行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が関係機関と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(令和2年度におけるインフルエンザ予防接種に係る実費徴収の特例)

- 2 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に対象者がインフルエンザ予防接種を実施した場合における第5条の規定の適用については、同条の表B類疾病（法第2条第3項に規定する疾病をいう。）に対するものの部インフルエンザの項中「1,000円」とあるのは、「無料」とする。

(令和4年度におけるインフルエンザ予防接種に係る実費徴収の特例)

- 3 令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間に対象者がインフルエンザ予防接種を実施した場合における第5条の規定の適用については、同条の表B類疾病（法第2条第3項に規定する疾病をいう。）に対するものの部インフルエンザの項中「1,000円」とあるのは、「無料」とする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。